

令和4年海審第2号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b 1

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年5月20日09時42分少し過ぎ

千葉県大原漁港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	遊漁船A	遊漁船B
総 ト ン 数	17トン	4.99トン
登 録 長	14.96メートル	10.76メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	569キロワット	279キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

ア A

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪を備え、その前方に左舷側からレーダー、電子海図システム、ソナー及び魚群探知機を、右舷側壁寄りにGPSプロッター及び機関操縦レバーをそれぞれ装備していた。

イ B

Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパスを備え、舵輪はなく、同コンパス前方の棚に左舷側からレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、右舷側壁寄りに遠隔操舵装置及び遠隔機関操縦装置を組み込んだ長さ約8メートルの延長コード付きのコントローラーをそれぞれ装備し、船尾甲板にスパンカー用のマストを設けていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、遊漁船業に従事するときの最大とう載人員が旅客22人及び船員2人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せて全員に救命胴衣を着用させ、遊漁の目的で、船首0.7メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年5月20日04時20分大原漁港を発し、同漁港北北東方約4海里沖合の釣り場に向かった。

a 受審人は、05時00分頃前示釣り場に到着して遊漁を始め、釣果を得たのち、釣り場を移動することとし、08時30分同釣り場を発進して南下し、08時45分頃大原漁港東方約4海里沖合の釣り場に到着して遊漁を再開したものの、釣果が得られなかったことから、09時37分半僅か過ぎ大原港東沖防波堤灯台（以下「沖防波堤灯台」という。）から112度（真方位、以下同じ。）4.2海里の地点を発進し、直ちに針路を185度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,500にかけ、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、約3海里南方の釣り場に向けて進行した。

a 受審人は、舵輪後方の操縦席に腰を掛け、GPSプロッター及び3海里レンジのコースアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させて操船に当たり、09時40分半沖防波堤灯台から119.5度4.4海里の地点に達したとき、正船首900メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから、漂泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、前方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、魚群探知機やGPSプロッターの画面を見たり、操舵室左舷後部にある棚の整理をしたりしながら続航した。

こうして、a 受審人は、Bを避けることなく進行し、09時42分半少し過ぎ沖防波堤灯台から125度4.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に、前方から85度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、遊漁船業に従事するときの最大乗員が旅客12人及び船員2人のFRP製小型兼用船で、b1受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せて両人ともに救命胴衣を着用させ、遊漁の目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段としてサイレン付き拡声器を備え、船首0.15メートル船尾1.50メートルの喫水をもって、同日04時10分大原漁港を発し、同漁港南東方沖合の釣り場に向かった。

b1受審人は、04時50分前示釣り場に到着して遊漁を始めたところ、当初順調に得られた釣果が、次第に得られなくなったので、陸岸寄りの釣り場に移動することとして、09時00分同釣り場を発進し、西方に向けて移動を続けていたところ、魚群探知機に反応が出たことから、09時37分少し過ぎ前示衝突地点付近で、船首を東方に向けて機関を中立運転とし、船尾マストに青色のスパンカーを展開して漂泊を開始した。

b1受審人は、レーダーを0.5海里のレンジに設定して作動させ、磁気コンパス後方の椅子に腰を掛けて操舵室右舷側の窓から顔を出し、釣り客の1人が船首甲板に、もう1人が船尾甲板に分かれて、それぞれ右舷側に竿を出して釣りを行っている様子を見ながら漂泊を続けた。

b1受審人は、09時40分前示衝突地点で、船首が090度を向いていたとき、左舷船首85度900メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、窓から顔を出したまま釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったことで、このことに気付かず、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避ける

ための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b 1 受審人は、遊漁を行いながら漂泊中、09時42分半僅か過ぎ船尾甲板にいた釣り客の大声を聞き、操舵室から出て同甲板に赴く途中、左舷船尾至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、090度に向首したまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、船尾部外板の欠損及び船尾マストの折損等を生じ、のち廃船処理された。また、Bの船尾甲板にいたb 2 釣り客が頭頸部損傷（推定）による死亡と検案された。

（航法の適用）

本件は、大原漁港南東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、発生地点は海上交通安全法及び港則法が適用される海域ではないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には航行中の船舶と漂泊中の船舶の関係について規定した条文がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、千葉県大原漁港南東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、大原漁港南東方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき

注意義務があった。しかるに、同人は、前方を一見して他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客1人を死亡させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b1受審人は、大原漁港南東方沖合において、遊漁を行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、窓から顔を出したまま釣り客の様子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの釣り客1人を死亡させるに至った。

以上のb1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年3月15日

海難審判所

審判長 審判官 黒田拓幸

審判官 山 岸 雅 仁

審判官 浅 野 活 人